(二)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を山梨県庁並びに関係市役所及び山中湖村役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百二号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県東彼杵郡東彼杵町太ノ浦郷字水地一五四の二（次の図に示す部分に限る。）、一五四の六から一五四の八まで
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び東彼杵町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県長崎市琴海戸根町字岩尾鼻一九七五の七・字道海平一九七六の一二（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を長崎県庁及び長崎市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　長崎県大村市中岳町三三一の二三から三三一の二五まで、四八六の三、四九九の八
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　電気工作物施設用地とするため

○農林水産省告示第八百五号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字宇津戸字坊地一〇九三の二（国有林）、一〇九七の三（国有林。次の図に示す部分に限る。）、一〇九三の一（次の図に示す部分に限る。）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百六号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　広島県世羅郡世羅町大字宇津戸字天神一四六の二・一四七の二・一四八の二（以上三筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・一四四の三・一五一の二・一五二の三・一五四の三・一五五の二・一五六の五・一五七の一一（以上七筆国有林）・一五四の一・一五五の一（以上二筆について次の図に示す部分に限る。）・字増岩一二五の二・一二六の二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・字松ケ鼻三一の二（国有林。次の図に示す部分に限る。）・字大戸山三二二の一九・三二二の二二（以上二筆国有林。次の図に示す部分に限る。）・三二二の二六（国有林）
二　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
三　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を広島県庁及び世羅町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条第二項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　解除に係る保安林の所在場所　愛知県豊田市武節町六良木三五四の二、三五四の四、三五四の五
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
(一)　解除の理由　道路用地とするため
(二)　解除に係る保安林の所在場所　愛知県岡崎市丹坂町字川手二〇の二、八三の五から八三の八まで、八八の三、八八の四、一〇八の七、一一五の一（次の図に示す部分に限る。）、一一五の五、一一五の七、一一六の五、一一六の八、一一七の六、一一七の七、鍛埜町字細蔵三二の二・三二の三・三二の六（以上三筆について次の図に示す部分に限る。）、三二の七から三二の一〇まで、三二の一八から三二の二一まで、新城市細川字土合五四の五、五四の六、豊田市小渡町ゼニガメ九の四二、九の四七、御船町待井五三の四・六一の二・六一の八・六一の一七・六七の一六（以上五筆について次の図に示す部分に限る。）、六一の七、六一の一六、六三の一、北篠平町七々山七一三の一〇二・七一三の一〇七・七一三の一〇八・七二一の四〇（以上四筆国有林）
(三)　保安林として指定された目的　土砂の流出の防備
(三)　解除の理由　道路用地とするため
（「次の図」は、省略し、その図面を愛知県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百八号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　島根県浜田市旭町都川二五三五
二　保安林として指定された目的　水源のかん養
三　変更後の指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法
1　主伐は、択伐による。
2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。
(二)　立木の伐採の限度　次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁及び浜田市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百九号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所と指定の目的　次に掲げる告示（重要流域（平成十二年二月二十四日農林水産省告示第二百八十三号で指定された重要流域をいう。）に係るものに限る。）で定めるところによる。
昭和六十三年四月十二日農林水産省告示第四百四十六号、昭和六十三年八月二日農林水産省告示第千百十号
二　変更に係る指定施業要件
(一)　立木の伐採の方法　変更しない。
(二)　立木の伐採の限度　変更後の立木の伐採の限度は、次のとおりとする。
（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を島根県庁並びに関係市役所及び町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第八百十号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十三年四月十八日

農林水産大臣　鹿野　道彦

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所　鳥取県鳥取市鹿野町末用字乳母ヶ谷二一九九の一、字鬼入道二二〇六から二二〇八まで、二二〇九の一、二二〇九の二、二二〇九の八、二二一一、二二一二、二二一六の一、二二一六の三、二二一七、二二一八の一、二二一八の二、二二二一から二二二一まで、字毛無山二三二四、二二二五、二二二六の一、二二二六の二、二二二七、二二三〇、二二三一、二二三二の一五、二二三二の一七から二二三二の二八まで、二二三二の三〇、二二三三、字露谷二二四三の五五から二二四三の五七まで、二二四四の一、二二四四の二、字露谷口二二四五から二二四七まで、字山神東平二二四九の一から二二四九の五まで、二二五〇から二二五八まで、二二六二、二二六四から二二六七まで、字山神西平一　二二六八から二二七六まで、字山神西平二　二二七七から二二八〇まで、二二八一の一から二二八一の三まで、二二八二から二二八六まで、二二八八から二二九〇まで、鹿野町水谷字末用越シ之奥九八二、九八三、九八四の一から九八四の八ま